

2012年 8月 22日

「発達障害の支援を考える議員連盟」における
今後の検討課題についての提案

高木美智代 事務局長 殿

社団法人 日本自閉症協会 会長 山崎晃

資

8月 8日の議連会議においてご依頼頂きました「今後の検討課題」につきまして、下記のようにまとめましたのでご連絡申し上げます。

この提案書は、(社)日本自閉症協会の倫理・啓発委員会および政策委員会作業小委員会からの意見、および関連学会の有志からの意見を整理したのですが、それぞれに微妙な意見の相違がありました。そこでアスペルガー症候群を有する人が被告人となった場合を想定した一般論として提案する次第です。

とくに立法府が司法に介入するような誤解を生じないように、今後の取り扱いと審議には十分なお配慮を頂きますようお願い致します。

【前提】

- 1) 障害（ここではアスペルガー症候群）を有することと、責任能力の問題は別次元のことであり、障害を理由に量刑を減じるべきであるという考え方を当協会は基本的に持っていない。
- 2) 「障害」を理由に差別的な取り扱いは断じて行われるべきではなく、司法においても「合理的配慮」の確立が行われるべきであり、アスペルガー症候群の人々を社会から排斥しようとする考え方には断固、抗議する。
- 3) アスペルガー症候群の人々は社会で暮らしていく上でさまざまな「生活の困難さ」や「暮らし難さ」を持っており、否応なく社会的に孤立した生活に陥り、極限の状態まで追い込まれている事例（家族も含めて）が少なからずある。そのような事例にいかに関与することができ、支援の手を差し伸べることができるのかを真剣に議論し、有効な対策をたてることが急務である。
- 4) 今回の判決にみるような「社会防衛的」な考え方は、ある意味では社会の人々が漠然と抱いているアスペルガー症候群の人々への警戒感（世間の過剰防衛）を示すものとも思われ、この種

の差別的警戒感をいかに軽減するのかがわれわれに問いかけられているのではなかろうか。

【今後の検討課題】（提案）

I . 事案の取り調べから判決までの経緯において留意して頂きたい事項

- 1 調書を取る段階から裁判が進行する過程で、アスペルガー症候群の人々にとって通訳的機能を有する専門家を介在させること。
- 2 アスペルガー症候群の人々の「意思決定の支援」を慎重に行うこと。
- 3 アスペルガー症候群の人々の心理学的特性を十分に認識した上での審議を行うこと。
- 4 アスペルガー症候群をはじめとする発達障害の人々の心理学的特性に精通した弁護士を選任すること。

II . 類似の事例についての検討

1

本件に類似する事例の洗い出しが必要である。アスペルガー症候群と判定され、それが判決に影響した事例はあるのか。とくに裁判員制度後に、どのような事例があったのか。

- 2 障害のあることを理由にして、求刑よりも重くなった事例や、通常の刑よりも重くなった事例はないのか。

III . 再犯対策をいかに行うか

- 1 アスペルガー症候群の人々は枠組みが明確な刑務所に入所すると安定した状態になることはよく知られている。刑務所内で、どのようなスタッフによって、どのようなプログラム（更生プログラム）が組まれるのかが重要な問題である。
- 2 ただし、刑務所に発達障害の人々のためのプログラムを作ることには、十分に慎重な検討が必要である。その理由は、安易になされると「保安処分」につながる可能性があり、そもそも般化が困難であると考えられるからである。
- 3 出所後の受け皿の問題として、地域社会の中にプログラム（発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターの充実など）を作る方が必要である。

IV . このような事件の発生を防ぐためになにをすべきか

- 1 発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターが十分に機能し得る体制を整え得るように、社会的・経済的支援の強化が必要であり、真の意味での専門家の養成は急を要する。
- 2 「社会の受け皿」の未整備を、安易に家族責任論にすり替えてはならない。
- 3 今回の事例について、社会的資源、とくに医療・教育・福祉の機能的連携が効果的になされなかったことの解明を行い、総合的な施策の改善が求められる。

V . その他の法的整備について

- 1 障害者差別禁止法の速やかなる制定と、各論における司法の規定（特に合理的配慮の個別規定）の設置
- 2 刑事訴訟法の改正（障害者基本法 29条との整合性、例えば、176条に発達障害によりコミュニケーションに支障がある場合を加える。）
- 3 発達障害のある人の処遇に関する特別法（医療観察法？）の設置
- 4 触法特別加算の改善

以上